

< 記載例 >

(記載例の解説及び注意事項等は、5ページ以下を御覧ください。)

* この記載例は、個人が自己の不動産(土地又は建物)を担保に、金融機関等の法人から融資を受けた場合等に、書面で抵当権の設定の登記を申請する場合のものです。

※ 受付シールを貼るスペースになります、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 抵当権設定

原因 平成28年3月31日金銭消費貸借同日設定(注1)

債権額 金3,470万円(注2)

利息 年3・1%(年365日日割計算)(注3)

損害金 年14・5%(年365日日割計算)(注4)

債務者 ○○郡○○町○○34番地
法務太郎(注5)

抵当権者 ○○市○○町二丁目12番地
株式会社○○銀行(取扱店 ○○支店)
(会社法人等番号 1234-56-789012)
代表取締役 ○○○○(注6)

設定者 ○○郡○○町○○34番地
法務太郎(注7)

添付情報
登記識別情報(又は登記済証)
(注8) 登記原因証明情報(注9)
印鑑証明書(注10) 会社法人等番号(注11) 代理権限証明情報(注12)
登記識別情報(又は登記済証)を提供することができない理由(注13)
不通知 失効 失念 管理支障 取引円滑障害 その他()
登記識別情報の通知を希望しません。(注14)

平成28年3月31日申請 ○○法務局(又は地方法務局)○○支局(又は出張所)

申請人兼権利者代理人 ○○郡○○町○○34番地
法務太郎 実印(注15)
連絡先の電話番号00-0000-0000(注16)

課税価格 金3,470万円(注17)

登録免許税 金13万8,800円(注18)

不動産の表示(注19)
不動産番号 1234567890123(注20)
所在 市○○町一丁目
地番 5番
地目 宅地
地積 250・00平方メートル
不動産番号 0987654321012
所在 市○○町一丁目5番地
家屋番号 5番

種 構 床	類 造 積	居 宅 木造かわらぶき平家建 120・53平方メートル
-------------	-------------	-----------------------------------

契印 (注21)

登記原因証明情報の例

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

(1) 登記の目的 抵当権設定

(2) 登記の原因 平成28年3月31日金銭消費貸借同日設定

(3) 当事者

権利者(甲) ○○市○○町二丁目12番地
株式会社○○銀行(取扱店 ○○支店)

義務者(乙) ○○郡○○町○○34番地
法務太郎

(4) 不動産の表示

所在地 ○○市○○町一丁目
地番 5番
地目 宅地
地積 250・00平方メートル

所在地 ○○市○○町一丁目5番地
家屋番号 5番
種類 居宅
構造 木造かわらぶき平家建
床面積 120・53平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 抵当権者甲と債務者兼設定者乙は、平成28年3月31日、以下のとおり金銭消費貸借契約をした。

債権額 金3,470万円

利息 年3・1%(年365日日割計算)

損害金 年14・5%(年365日日割計算)

期限 平成50年12月19日

債務者 ○○郡○○町○○34番地

法務太郎

(2) 甲は乙に対し、同日、貸付金全額を交付し、乙は受領した。

(3) 乙は、同日、前記債権を担保するため、本件不動産に抵当権を設定した。

平成28年3月31日 *法務局**出張所

登記原因は上記のとおりである。

(抵当権者) 住所 ○○市○○町二丁目12番地
株式会社○○銀行(取扱店 ○○支店)
代表取締役 ○○○○ 印

(設定者) 住所 ○○郡○○町○○34番地
法務太郎 印

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

委任状の例

委 任 状

私は、〇〇郡〇〇町〇〇34番地 法務太郎に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成28年3月31日

〇〇市〇〇町二丁目12番地
株式会社〇〇銀行（取扱店 〇〇支店）
代表取締役 〇〇〇〇 印

記

登記の目的	抵当権設定
原因	平成28年3月31日金銭消費貸借同日設定
債権額	金3,470万円
利息	年3・1%（年365日日割計算）
損害金	年14・5%（年365日日割計算）
債務者	〇〇郡〇〇町〇〇34番地 法務太郎
抵当権者	〇〇市〇〇町二丁目12番地 株式会社〇〇銀行（取扱店 〇〇支店） 代表取締役 〇〇〇〇
設定者	〇〇郡〇〇町〇〇34番地 法務太郎

不動産の表示	
所在地	〇〇市〇〇町一丁目 5番
地目	宅地
地積	250・00平方メートル
所在	〇〇市〇〇町一丁目5番地
家屋番号	5番
種類	居室
構造	木造かわらぶき平家建
床面積	120・53平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

<解説及び注意事項等> 【全様式共通の注意事項はこちら】

- (注1) 債権発生の原因及びその日付並びに不動産への抵当権設定契約日を記載します。
- (注2) 債権額元本を記載します。
- (注3) 利息に関する定めを記載します。利息制限法を超える利率を登記することはできません。
- (注4) 損害金に関する定めを記載します。利息制限法を越える利率を登記することはできません。
- (注5) 債務者の住所及び氏名を記載します。
- (注6) 抵当権者である金融機関等の住所、名称、会社法人等番号及び代表者の氏名を記載します。なお、当該金融機関等の登記事項証明書（作成後1か月以内のものに限ります。）を添付する場合は、会社法人等番号の記載は不要です。
- (注7) 抵当権を設定した者（不動産の所有者、以下「設定者」といいます。）の住所及び氏名を記載します。これは、登記記録（登記事項証明書）に記載（記載）されている所有者のものと一致している必要があります。一致していない場合は、事前に登記記録上の住所及び氏名を現在のものに変更する登記をする必要があります。
- (注8) 設定者の登記識別情報（登記識別情報を記載した書面を封筒に入れて提出します。この封筒には、設定者の氏名及び登記の目的を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記します。）又は登記済証（権利証）の原本を添付します。なお、登記済証は登記完了後返却します。
- (注9) 登記原因証明情報とは、登記の原因となった事実又は法律行為及びこれに基づき現に権利変動が生じたことを証する情報をいいます。本事例の抵当権設定の場合は、契約の内容（当事者、対象物件、債権額などが分かるもの）を記載した金銭消費貸借兼抵当権設定契約書等がこれに当たります。なお、契約書がない場合は、契約の内容を記載した書面を作成してください。契約の内容を記載した書面の作成の例については、3ページを御覧ください。
- (注10) 設定者の印鑑証明書（市区町村長が発行したもの）です。3か月以内に作成されたものを添付します。
- (注11) 申請人（抵当権者）欄に会社法人等番号を記載する場合（注6）には、「会社法人等番号」と記載します。なお、金融機関等の登記事項証明書（作成後1か月以内のものに限ります。）を添付する場合には、「登記事項証明書」と記載します。
- (注12) 登記申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、4ページのとおりです。
- (注13) 登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、その理由の口をチェックをします。
なお、登記識別情報又は登記済証を提供することができない場合は、様式の添付情報欄には、「登記識別情報（又は登記済証）」を書かないでください。
- (注14) 抵当権者が登記識別情報の通知を希望しない場合には、口をチェックをします。
- (注15) この記載例は、設定者（義務者）が抵当権者に代わり登記の申請をする場合の記載です。抵当権者から登記の申請の委任を受けた設定者の住所及び氏名を記載します。この記載は、(注7)の記載と一致している必要があります。氏名の横に印鑑証明書と同じ印（実印）を押してください。
- (注16) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の番号を含む。）を記載します。

- (注17) 課税標準となる債権額を記載します。登録免許税の計算方法は、「登録免許税の計算 (<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001188808.pdf>)」を参照してください。
- (注18) 登録免許税額を記載します。登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項（例えば、「租税特別措置法75条」等）を記載します。軽減について証明書の提供が必要な場合は、申請書とともに証明書を提出する必要があります。
なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙（割印や消印はしないでください。）を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。
- (注19) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録（記載）されているとおりに正確に記載してください。
- (注20) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- (注21) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。